

議案第109号	三田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	地域主権一括法関連						
下水道課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う下水道法の一部改正により、これまで政令で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準について、条例で定めることとされたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。							
<p>【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）第107条（下水道法の一部改正）</p> <p>【制定内容】</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: yellow;">法律（条文）</th> <th style="background-color: yellow;">内容</th> <th style="background-color: yellow;">参酌すべき政省令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="137 645 497 1366">           下水道法第7条第2項 （構造の基準）   <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">             条例第17条の2 ～第17条の4           </div>    <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●内容</p>           下水道管、マンホール、ポンプ施設等の構造の基準について規定したものである。</div> </td> <td data-bbox="497 645 1165 1366">           第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。             2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、<u>政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</u> </td> <td data-bbox="1165 645 1481 1366">           下水道法施行令第5条の7～第5条の1   <u>下水道法施行規則第4条の3等</u>   <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;">             政省令基準どおり           </div>           ↓            下水道条例施行規則で規定         </td> </tr> </tbody> </table>	法律（条文）	内容	参酌すべき政省令	下水道法第7条第2項 （構造の基準）  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">             条例第17条の2 ～第17条の4           </div>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●内容</p>           下水道管、マンホール、ポンプ施設等の構造の基準について規定したものである。</div>	第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。  2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、 <u>政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</u>	下水道法施行令第5条の7～第5条の1  <u>下水道法施行規則第4条の3等</u>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;">             政省令基準どおり           </div> ↓ 下水道条例施行規則で規定		
法律（条文）	内容	参酌すべき政省令						
下水道法第7条第2項 （構造の基準）  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">             条例第17条の2 ～第17条の4           </div>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●内容</p>           下水道管、マンホール、ポンプ施設等の構造の基準について規定したものである。</div>	第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。  2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、 <u>政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</u>	下水道法施行令第5条の7～第5条の1  <u>下水道法施行規則第4条の3等</u>  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;">             政省令基準どおり           </div> ↓ 下水道条例施行規則で規定						
<p>【施行期日】 平成25年4月1日（※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り）</p>								